

農業委員会会議録（概要）

会 議 名	11月定例農業委員会																											
開 催 日 時	平成21年11月19日（木）午前9時から午前10時まで																											
開 催 場 所	愛西市役所立田庁舎 3階 第一会議室																											
出 欠 席 者	別紙のとおり																											
協 議 事 項 等	<p>●協議事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議案第22号</td> <td>農地法第3条</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議案第23号</td> <td>農地法第4条</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議案第24号</td> <td>農地法第5条</td> <td style="text-align: right;">16件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">決定第8号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">30件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">決定第9号</td> <td>下限面積要件について</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">専決報告</td> <td>農地法第4条第1項第5号</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">専決報告</td> <td>農地法第5条第1項第3号</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">専決報告</td> <td>現況証明願</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">報 告</td> <td>農地法第20条第6項の規定による通知書</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> </table>	議案第22号	農地法第3条	5件	議案第23号	農地法第4条	3件	議案第24号	農地法第5条	16件	決定第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	30件	決定第9号	下限面積要件について	1件	専決報告	農地法第4条第1項第5号	1件	専決報告	農地法第5条第1項第3号	3件	専決報告	現況証明願	1件	報 告	農地法第20条第6項の規定による通知書	2件
議案第22号	農地法第3条	5件																										
議案第23号	農地法第4条	3件																										
議案第24号	農地法第5条	16件																										
決定第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	30件																										
決定第9号	下限面積要件について	1件																										
専決報告	農地法第4条第1項第5号	1件																										
専決報告	農地法第5条第1項第3号	3件																										
専決報告	現況証明願	1件																										
報 告	農地法第20条第6項の規定による通知書	2件																										
公開／非公開の別	公開																											
非公開の理由	—																											
傍 聴 人 の 数	0人																											
会 議 資 料	議事日程 議案書及び地図																											
審 議 経 過	別紙のとおり																											

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出	会 長	日 永 熙	
出	副 会 長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出	副 会 長	加 藤 勘 治	
出	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出	委 員	服 部 多惠子	
出	委 員	荻 巢 征 夫	
欠	委 員	野 口 隆	
出	委 員	藤 原 智	
出	委 員	加 藤 薫	
出	委 員	水 谷 善 一	
出	委 員	黒 田 國 昭	
出	委 員	中 野 英 孝	
出	委 員	鈴 木 義 英	
出	委 員	濱 田 恒 雄	
出	委 員	蜂須賀 時 夫	
出	委 員	伊 藤 幹 雄	
出	委 員	服 部 勝 明	
出	委 員	横 井 博 昭	

	役 職	氏 名	備 考
出	委 員	立 松 春 雄	
出	委 員	加 藤 清 治	
出	委 員	小 林 義 昭	
出	委 員	辻 義 則	
出	委 員	三 輪 清 博	
出	委 員	村 上 守 國	
出	委 員	野 口 ゆきゑ	
出	委 員	井戸田 幸 夫	
欠	委 員	安 田 秀 樹	
出	委 員	佐 藤 武 司	
出	委 員	古 野 正 史	
出	委 員	石 垣 謙 治	
出	委 員	野 田 峯 和	
出	委 員	堀 田 重 孝	
出	委 員	服 部 政 良	
出	委 員	植 田 秀 夫	
出	委 員	中 島 義 雄	
出	委 員	伊 藤 宗 雄	
出	委 員	古 江 寛 昭	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	大 島 静 雄
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
係 長（事務担当）	鷺 尾 和 彦

進 行 要 領

発言者	内 容																												
	<p>1. 平成21年11月19日、農業委員会は立田庁舎3階第一会議室に招集された。</p> <p>2. 出席・欠席委員は別紙のとおり</p> <p>3. 本委員会の書記は次のとおりである。 課長補佐（事務担当） 鷲野 継久</p> <p>4. 協議事項は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">議案第22号 農地法第3条</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td>議案第23号 農地法第4条</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>議案第24号 農地法第5条</td> <td style="text-align: right;">16件</td> </tr> <tr> <td>決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">30件</td> </tr> <tr> <td>決定第9号 下限面積要件について</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>専決報告 農地法第4条第1項第5号</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>専決報告 農地法第5条第1項第3号</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>専決報告 現況証明願</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>報 告 農地法第20条第6項の規定による通知書</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">開 会（午前9時00分）</p> <p>会長あいさつ 本日の出席者数は35名で、定足数に達しておりますので、只今より11月定例農業委員会を開会します。 審議に入ります前に、本日の議事録署名者を私より指名致します。 議席番号35番 中島 義雄(ナカシマ ヨシオ)委員、議席番号37番 伊藤 宗雄(イトウ モトオ)委員を指名します。 それでは、只今より議事日程に基づき議案審議に入ります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">議案第22号 農地法第3条</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td>議案第23号 農地法第4条</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>議案第24号 農地法第5条</td> <td style="text-align: right;">16件</td> </tr> <tr> <td>決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">30件</td> </tr> <tr> <td>決定第9号 下限面積要件について</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> </table>	議案第22号 農地法第3条	5件	議案第23号 農地法第4条	3件	議案第24号 農地法第5条	16件	決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	30件	決定第9号 下限面積要件について	1件	専決報告 農地法第4条第1項第5号	1件	専決報告 農地法第5条第1項第3号	3件	専決報告 現況証明願	1件	報 告 農地法第20条第6項の規定による通知書	2件	議案第22号 農地法第3条	5件	議案第23号 農地法第4条	3件	議案第24号 農地法第5条	16件	決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	30件	決定第9号 下限面積要件について	1件
議案第22号 農地法第3条	5件																												
議案第23号 農地法第4条	3件																												
議案第24号 農地法第5条	16件																												
決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	30件																												
決定第9号 下限面積要件について	1件																												
専決報告 農地法第4条第1項第5号	1件																												
専決報告 農地法第5条第1項第3号	3件																												
専決報告 現況証明願	1件																												
報 告 農地法第20条第6項の規定による通知書	2件																												
議案第22号 農地法第3条	5件																												
議案第23号 農地法第4条	3件																												
議案第24号 農地法第5条	16件																												
決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	30件																												
決定第9号 下限面積要件について	1件																												
会長																													

	<p>専決報告 農地法第4条第1項第5号 1件 専決報告 農地法第5条第1項第3号 3件 専決報告 現況証明願 1件 報 告 農地法第20条第6項の規定による通知書 2件</p>
	<p>事務局から議案第22号 農地法第3条 5件についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条1番～5番説明</p>
会長	<p>議案第22号 農地法第3条 5件について、質疑に移ります。 では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成ですので、許可することに決定します。</p>
	<p>続きまして、事務局から議案第23号 農地法第4条 3件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条 1番～3番説明</p>
会長	<p>議案第23号 農地法第4条 3件について、質疑に移ります。 では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成ですので、進達することに決定します。</p>
	<p>続きまして、事務局から議案第24号 農地法第5条 16件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条1番～16番説明</p>
会長	<p>議案第24号 農地法第5条 16件について、質疑に移ります。 では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成ですので、進達することに決定します。</p>
	<p>続きまして、事務局から 決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定 30件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定30件説明</p>
会長	<p>決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定 30件について、質疑に移ります。</p>

委員	山路地区の貸付方法ですが、田んぼの中にレンコンを貸し付けている訳ですが水の関係で困っている。水稻は水稻、レンコンはレンコンの貸付方法にしてほしい。
事務局	<p>作物が一带の田んぼの中に、混作していて水の管理が非常に難しいとの質問だと思いますが、その点について、農協、地権者、借り手の3者で貸し借りになります。その集積計画について、農協の事務局に話をさせていただくとの回答しかできません。</p> <p>その土地利用については3者が話し合っていて決めているが、この様な意見がでたことを農協の担い手の担当者に話をするというので、お許しがいただきたい。</p>
委員	お願いします。
会長	<p>では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので、異議なしと認められますので申出のとおり、市へ答申することに決定いたします。</p> <p>続きまして、事務局から 決定第9号 農地法第3条の取得に伴う、下限面積要件についての説明をお願いします。</p>
事務局	下限面積要件についての説明
会長	決定第9号 下限面積要件についての質疑に移ります。
委員	<p>愛西市の中で、佐織地区が40aとなっています。その件について佐織地区の地元の意見を汲み取りたいと思い、佐織地区委員に諮りまして、色々な意見を伺いました。まず第一に、なぜ40aなのかということですが、他地区に比べ一戸あたりの耕作面積が少ないので、40aとなっているのではないかとの意見もあった。そして、もう一つが市街化区域が多いという事で、以前より40aと決めたとする。</p> <p>今回は、佐織地区の40aが焦点になると思いまして、意見を聞きましたら、今日の世情として、耕作放棄地が多い、また、後継者もなく農地が余る時代となった中で、食料自給率を上げるという国の方針もあり、農業に熱意のある方の参入をしてもらいたいという事もあり、下限面積を40aが妥当ではないかという意見もあり、意見集約をした所、40aが体勢でした。</p> <p>これは、佐織地区の意見として申し上げますが、皆さんの意見を仰ぎたい、できれば、全地区40aにすることに同意願いたい。</p>
委員	経過としては、合併時に佐織地区だけ40aにした。農業委員会でも承認した経緯もあります。今回法が変わった中で、統一にするには、最終的に賛否で決

	めなければならぬ。
事務局	過去の経緯もありますが、事務局としてはどちらかに統一していただきたい。
委員	佐織地区の委員の意見は、市統一という事でまとまっていますが、先に述べたことをふまえ、40aに統一していただければと思っている。
委員	今までの経緯はわかったが、必ずしも統一しなければならない訳ではないのですね。
事務局	今までは、旧地区の農地面積で、違いがあったが、愛西市全体で考えれば、50aが適当と考える。今回の改正農地法で通作距離15km・30分が撤廃され、農地法の3条に基づき農地取得が下限面積のみになりますので、それを申し添えたい。 これを踏まえて当委員会ではどちらかに、決定していただければよい。
委員	根拠を示さないと、法の改正で50aにただけでは、説明ができないと思う。
事務局	農業委員会として根拠は持っていないので、今回の法に基づいて行いたい。
委員	40aに決まったのは昭和何年に決まったのですか。
事務局	この場では、正確な年は申し上げられないが、かなり古くからだと思います。
委員	皆さんの審議に従う、その点は図っていただきたい。
会長	意見が色々あるが、多数決で決めさせていただくが、佐織地区の委員さん方それでよろしいですか。
委員	よろしいです。
会長	それでは、50aに統一することに賛成の方は、挙手をお願いします。 賛成多数ですので、50aに下限面積を決定します。 佐織地区の皆さんには、せっかく協議していただいたが、この結果について、後で色々言わないようお願いいたします。
	続きます、事務局から
	専決報告 農地法第4条第1項第5号 1件
	専決報告 農地法第5条第1項第3号 3件
	専決報告 現況証明願 1件
	報 告 農地法第20条第6項の規定による通知書 2件

	<p>の説明をお願いします</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第5号 1番説明 農地法第5条第1項第3号 1～3番説明 現況証明願 1番説明 農地法第20条第6項の規定による通知書 1、2番説明</p>
会長	<p>それでは、質疑に移ります。</p>
委員	<p>5条の21Pの件。道幅1.8mしかない。日照権の関係でも隣近所の方が困る、いかほどか。</p>
事務局	<p>申請書には、2.0mです、市街化区域は開発を推進する区域であり設定時に地権者の同意も得ていますし行政からの指導は難しい。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>それでは賛成の方は、挙手をお願いします。 賛成多数ですので、全議案可決、承認をいただきました。これもちまして、定例農業委員会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。</p>
	<p>閉 会（午前10時00分）</p>
	<p>この議事録内容に相違ないことを証するためにここに署名する。</p>
	<p>平成21年11月19日</p>
	<p>会 長</p>
	<p>議事録署名者 議席番号35番委員</p>
	<p>議事録署名者 議席番号37番委員</p>

<p>吉川副会長</p> <p>事務局</p>	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 八開地区農地パトロール報告 農地パトロール報告 <p>・ 農地パトロール次回 11月25日（水）佐織地区開催 佐織庁舎 第2会議室に午後1時30分集合</p> <p>佐屋地区 12月25日（金）本庁舎に午後1時30分集合</p> <p>立田地区 1月25日（月）から26日（火）に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回委員会の開催日 12月21日（月）午前9時の予定 ・ 農業委員会親睦会（新年会）は、来年1月20日（水）の農業委員会を4時から開催をし、その後会場を移し、開催を予定しております。 ・ 本日、委員会終了後「農業委員会だより」の編集委員会を開催しますので編集委員さんはよろしくお願ひします。 ・ ふるさと農林水産フェア2009が、11月21日（土）～23日（月・祝）に吹上ホールにて開催されます。ご来場をお待ちしております。
-------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------